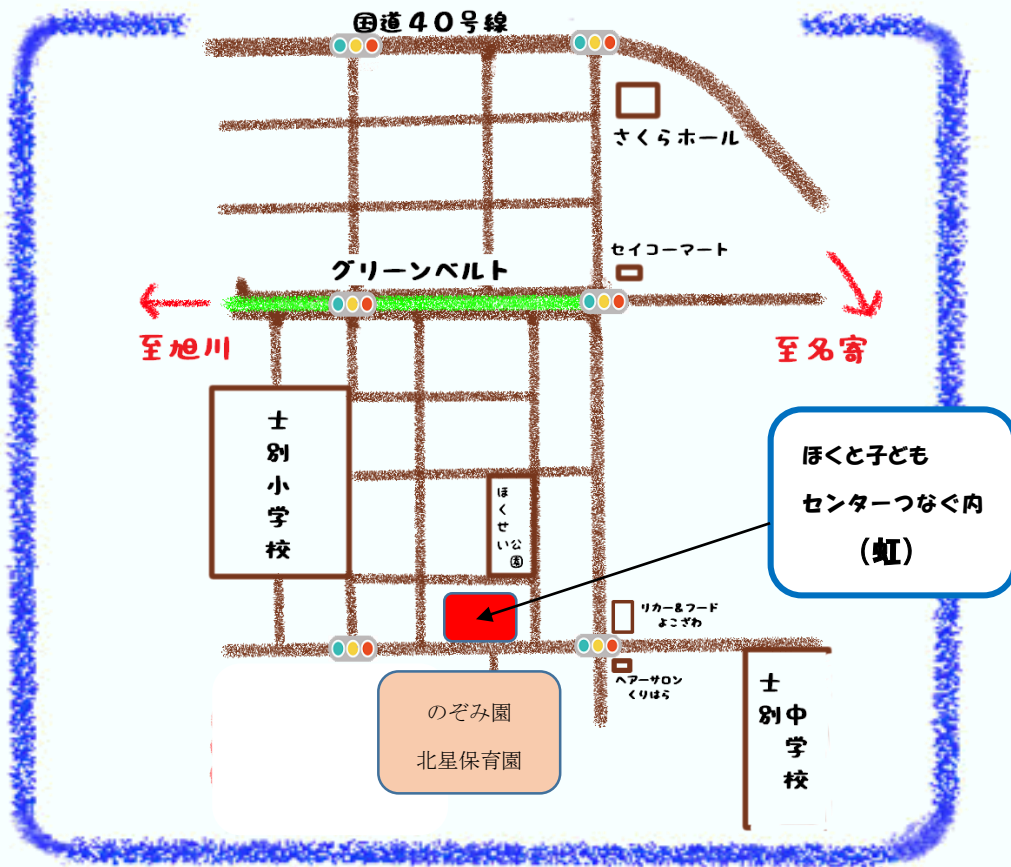


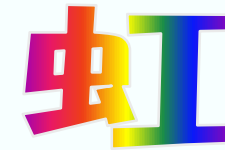
虹 士別市児童相談支援センター 虹 案内図



士別市児童相談支援センター

(指定障害児相談支援事業所)

(指定特定相談支援事業所)



士別市児童相談支援センター 虹

〒095-0004

士別市東4条北5丁目20番地

電話：0165 (26) 7851

FAX：0165 (23) 5077

児童相談支援センター 虹 の概要

1. 開設日時について

【開設日】 月曜日～金曜日
午前9時00分～午後5時00分
【休日】 土曜日、日曜日、祝日
(12月31日～1月5日を除く)

※訪問中や相談中で、担当者が不在場合があります。相談を希望される方は、事前に連絡をいただき、相談日を予約していただくことをお勧めします。

2. 対象者について

土別市にお住まいの18歳未満の児童及びご家族の方。

3. 利用料について

相談支援は無料でご利用いただけます。

虹 の支援内容について

◎色々な相談をお受けします。

お子さんの発達についてはもちろん、ご家族のことや就園、就学のこと、福祉サービス等の利用についてなどなど・・・
お気軽にご相談下さい。

◎利用計画を作成します。

通所サービスや居宅サービスを利用する時に必要な「障害児支援利用計画」や「サービス等利用計画」の作成を行います。

作成した「利用計画」については、定期的に話し合いをし、必要に応じて見直しをします。

サービス提供事業所や医療機関等の紹介や、利用しているサービス内容（種類や量）について調整を行います。

サービス利用までの流れ

- ① 「相談」をします。
- ② 虹と利用契約をします。
- ③ 利用計画案を作成します。(家庭訪問)
- ④ 市役所(福祉課)に利用計画案を提出します。
- ⑤ 受給者証が交付されます。
- ⑥ 利用計画を作成します。(支援会議)
- ⑦ 希望するサービス提供事業所と利用契約をします。
- ⑧ サービスの利用を開始します。
- ⑨ 虹で計画の見直しを行います。(モニタリング)

スタッフ紹介

所長	相談支援専門員	中 あかり
	相談支援専門員	青山 貴子
	相談支援専門員	長谷川 晴代